

(その1)

収 支 報 告 書 (平成 23 年分)

(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) たちばなけいいちろうこうえんかい

1 政治団体の名称 橋 慶一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 富山県高岡市丸の内1番40号

3 代表者の氏名 南 義弘

4 会計責任者の氏名 三輪 孝雄

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 橋 慶一郎
公職の種類 衆議院議員 富山県第三選挙区(現職)

事務担当者の氏名

横川 昌吉

(電話) 0766-25-5780

資金管理団体の指定の期間			
平成年	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	23年	1月	1日から
平成	23年	12月	31日まで

(電話) _____

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	12,932,661	円
(前年からの繰越額)	5,132,509	
(本年の収入額)	7,800,152	
支 出 総 額	2,186,422	
翌年への繰越額	10,746,239	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	0	円
員 数	0	人

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	円
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	7,800,000	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	7,800,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	7,800,000	

(その6)

(6) その他の収入

摘 要	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	152	
合 計	152	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつてはその名称)※	金額	年月日	住所〔団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	職業〔団体にあつては、 代表者の氏名〕	備考	
自由民主党富山県第三選挙区支部	300,000	H23. 1. 25	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	100,000	H23. 2. 14	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	200,000	H23. 3. 9	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	200,000	H23. 4. 4	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	200,000	H23. 5. 13	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	200,000	H23. 5. 24	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	300,000	H23. 7. 13	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	300,000	H23. 8. 8	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	400,000	H23. 10. 12	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	300,000	H23. 11. 8	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	300,000	H23. 12. 9	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	3,000,000	H23. 12. 21	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
自由民主党富山県第三選挙区支部	2,000,000	H23. 12. 22	高岡市丸の内1-40	橘 慶一郎		
この頁の小計	7,800,000					
その他の寄付	0					
合計	7,800,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費	円	
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	65,863	
(4) 事務所費	528,477	
小計	594,340	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	1,155,837	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	390,705	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	390,705	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4) 調査研究費	45,540	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	1,592,082	
合計	2,186,422	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳		項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
データ管理費	49,350 ^円	H23.7.13	(株)イーザー	高岡市京田409	
この頁の小計	49,350				
その他の支出	16,513				
合計	65,863				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 事務所費(通信費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1月分NTT電話料	14,254	H23.1.20	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
12月分携帯電話通話料	13,226	H23.1.26	脇田 義昭	高岡市江尻46-18	
2月分NTT電話料	16,980	H23.2.17	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
1月分携帯電話通話料	18,616	H23.2.23	脇田 義昭	高岡市江尻46-18	
切手・はがき代	14,560	H23.3.15	郵政事業(株)	東京都霞が関1-3-2	
3月分NTT電話料	13,452	H23.3.18	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
3月分携帯電話通話料	16,834	H23.3.31	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
4月分NTT電話料	13,742	H23.4.18	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
4月分携帯電話通話料	12,121	H23.5.2	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
5月分NTT電話料	15,206	H23.5.27	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
5月分携帯電話通話料	11,344	H23.5.31	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
6月分NTT電話料	13,805	H23.6.22	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
6月分携帯電話通話料	13,114	H23.6.30	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
7月分NTT電話料	13,906	H23.7.19	西日本電信電話(株)富山支店	富山市東田地方1-1-30	
7月分携帯電話通話料	11,344	H23.8.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
この頁の小計	212,504				
その他の支出	0				
合計	332,362				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分 事務所費（通信費）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
8月分NTT電話料	17,001	H23.8.19	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	
8月分携帯電話通話料	11,449	H23.8.31	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
9月分NTT電話料	17,787	H23.9.22	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	
9月分携帯電話通話料	11,677	H23.9.30	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
10月分NTT電話料	12,230	H23.10.18	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	
10月分携帯電話通話料	11,953	H23.10.31	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
11月NTT電話料	13,826	H23.11.18	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	
11月分携帯電話通話料	11,443	H23.11.30	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
12月NTT電話料	12,492	H23.12.20	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	
この頁の小計	119,858				
その他の支出	0				
合計	0				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳		項目別区分 事務所費 (雑費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
花鉢代	20,000	H23.3.22	マイフローリスト	高岡市広小路1-29	
監査報酬業務費	105,000	H23.7.21	河村公認会計士事務所	高岡市末広町4-26	
印鑑代	37,750	H23.5.3	三和洞	高岡市源平町60	
この頁の小計	162,750				
その他の支出	33,365				
合計	196,115				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			
支出の目的	金 額	年月日	組織活動費 (行事費)		
			支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場費	20,000 円	H23. 7. 10	氷見市脇方自治会館	氷見市脇方179	
この頁の小計	20,000				
その他の支出	0				
合計	20,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (渉外費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	60,000	H23. 2. 14	高岡ライオンズクラブ	高岡市丸の内1-40	
会費	75,000	H23. 8. 8	高岡ライオンズクラブ	高岡市丸の内1-40	
会費	60,000	H23. 11. 8	高岡ライオンズクラブ	高岡市丸の内1-40	
会費	30,000	H23. 5. 29	高岡又新会	高岡市問屋町192	
会費	30,000	H23. 11. 23	高岡又新会	高岡市問屋町192	
会費	20,000	H23. 1. 18	淡交会高岡支部	高岡市本町3-9	
会費	24,000	H23. 3. 9	高岡倫理会館	高岡市広小路5-25	
会費	12,000	H23. 3. 19	万葉歴史館事務局	高岡市一宮1-11-11	
会費	20,000	H23. 10. 1	富山県公衆浴場兼生活衛生同業組合	富山市東町3-2-17	
この頁の小計	331,000				
その他の支出	732,167				
合計	1,063,167				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (交際費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
香典代	30,000 ^円	H23. 8. 20	森 雅志	富山市吉作3659	
この頁の小計	30,000				
その他の支出	20,000				
合計	50,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (旅費・交通費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の 氏名 (団体にあっ ては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	22,670				
合計	22,670				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (宣伝広報費)			
		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
支出の目的	金額				
HP制作費	178,080 円	H23. 5. 13	(株)イーザー	高岡市京田409	
HP制作費	212,625	H23. 10. 12	(株)イーザー	高岡市京田409	
この頁の小計	390,705				
その他の支出	0				
合計	390,705				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 調査研究費 (書籍購入費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
書籍購入代	21,000 円	42.8.24 H22.3.18 三輪	富山新聞社	富山市大手町5-1	
この頁の小計	21,000				
その他の支出	24,540				
合計	45,540				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)


この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成24年2月15日

政治団体の名称

橘 慶一郎後援会

会計責任者の氏名

三輪 孝雄 

※代表者の氏名



(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

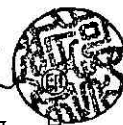
平成 24 年 1 月 30 日

橘慶一郎後援会
代表 南 義弘 殿

登録政治資金監査人 河村 拓栄

登録番号 第 817 号

研修修了年月日平成 21 年 10 月 23 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、橘慶一郎後援会の平成 23 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、橘慶一郎後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

橘慶一郎後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、橘慶一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上